

★ さい 広報

発行・編集/〒039-4711

青森県下北郡佐井村

大字佐井字糠森20

佐井村役場 総務課

TEL : 0175(38)2111

FAX : 0175(38)2492

10月13日(日)
第25回津軽海峡横断ヨットレース
【佐井港～函館港】



今月の主な内容

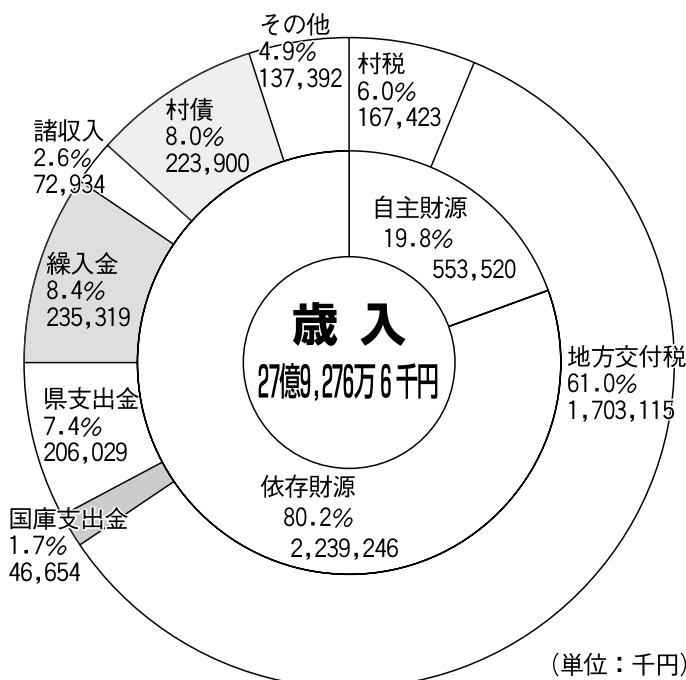
平成13年度決算報告…………… 2	村営住宅入居者募集 ^{ほか} …… 9
ひと・再発見…………… 4	保健師だより・歯科だより … 10
雇用保険料率変更 ^{ほか} …… 5	交母だより・こちら佐井駐在所 … 11
「敵はサルもの」…………… 6	お知らせコーナー…………… 12
ごみの出し方・分け方が変わります … 7	戸籍の窓口…………… 14
わいどの広場…………… 8	

2002
(平成14年)

11
No. 399

平成十三年度 決算報告

平成十三年度決算が、村議会九月定例会で認定されました。みなさんの納めた税金や国からの交付金などがどのくらい入り、どのように使われたのかを一般会計を中心にお知らせします。



◆主な普通建設事業◆

【補助事業】

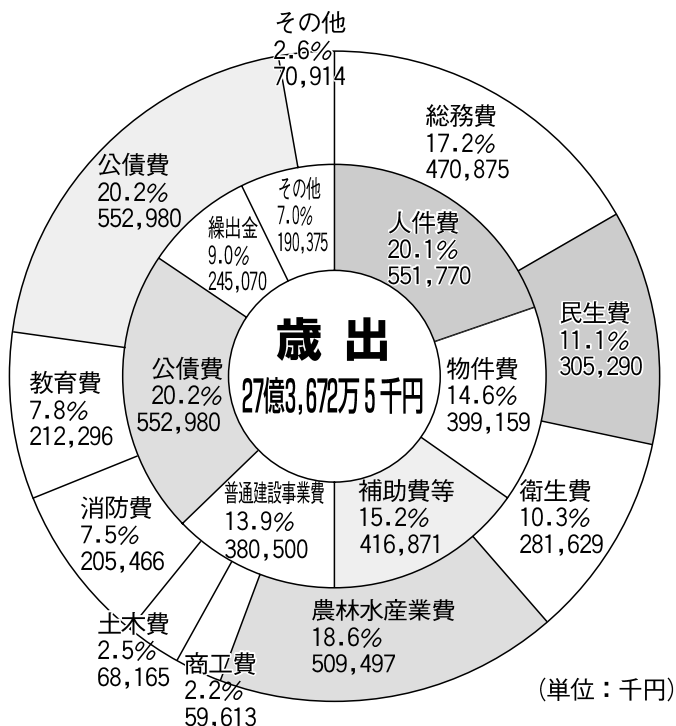
- 地域水産物供給基盤整備事業(福浦漁港) 80,000千円
- 地域水産物供給基盤整備事業(並型魚礁) 32,100千円
- 磯谷地区漁業集落環境整備事業(集落道) 17,236千円

【単独事業】

- 菌床しいたけ栽培施設整備事業 52,885千円
- ふるさと林道緊急整備事業(大佐井川添線) 17,735千円
- 鳥獣害防止施設整備事業(電気柵設置) 12,004千円

【県営事業負担金】

- 漁港整備事業(牛滝・磯谷・矢越) 54,213千円
- ふるさと林道緊急整備事業(大佐井川添線) 45,000千円



平成十三年度「一般会計」の決算は、歳入(村に入ったお金)の総額が、二十七億九千二百六十六万八千円、歳出(村が使ったお金)の総額は、二十七億三千七百二十五万五千円、歳入から歳出を差し引くと五六〇万一千円(黒字)となりました。

これを前年度と比較すると、歳入・歳出で約五億八千万円の減(十七%減)と大幅に減額となっていますが、地方交付税一億九千七十五万五千円の減額と繰入金三億三八万九千円の減少によるものです。

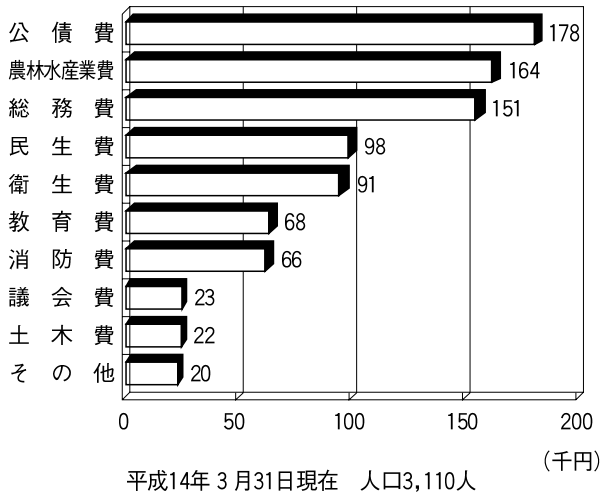
地方交付税と繰入金(貯金の取崩)の減少から十四年度以降は、更に厳しい財政運営となります。

歳入

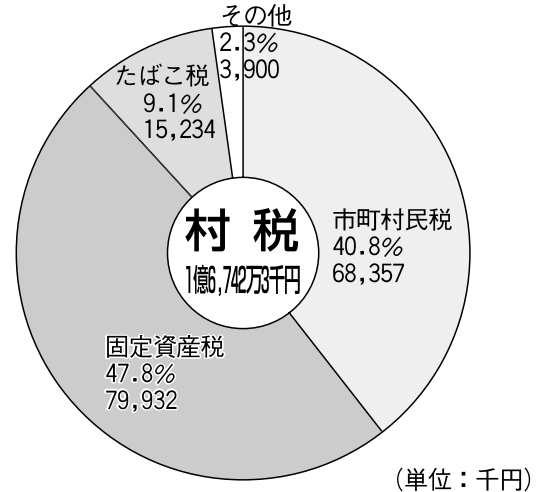
歳入に占める主な財源は、地方交付税十七億〇三十一万五千円で、歳入総額の六一%を占め、次いで繰入金二億三千万九千円(八%)、村債二億二千万九千円(八%)、県支出金二億六千万九千円(七%)などで、みなさんが納めた村税は、一億六千七百三十三千円(六%)でした。

また、村税や財産収入などの「自主財源」は、二〇%で、地方交付税や村債、県支出金などの「依存財源」は、八〇%でした。

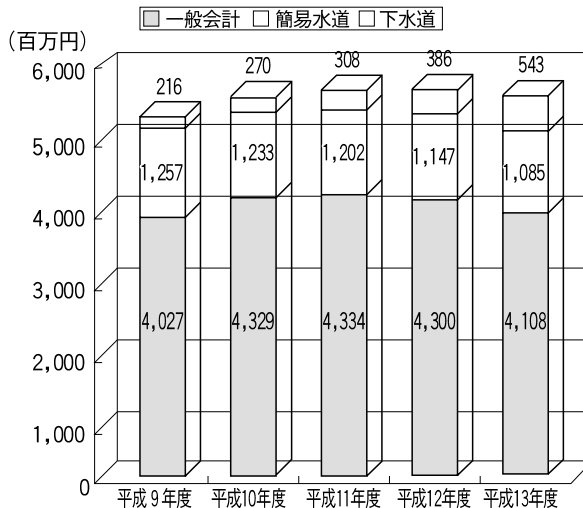
村民1人あたりに使われたお金



村税の構成比

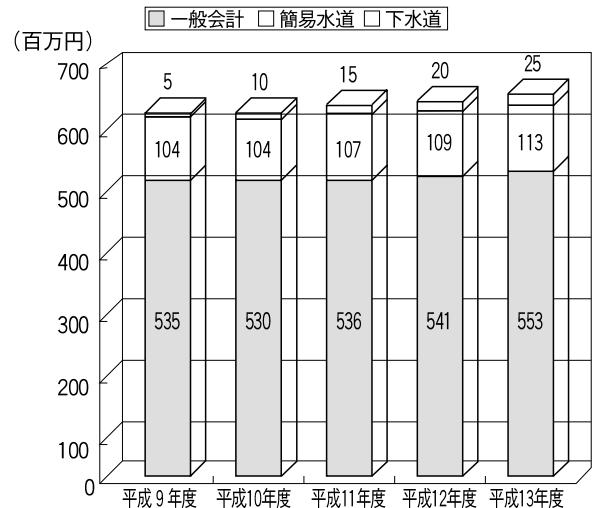


地方債現在高の推移



地方債は、みなさんの恒久的福祉の維持向上のための施設建設（道路、学校、漁港、簡易水道、下水道などの生活基盤や産業基盤）に活用されます。また、地方債には将来的に施設を利用する村民の方にも返済を負担していただき、世代間の公平を図る重要な役割があります。なお、地方債の返済は将来の経常的経費（後年度負担）となるため、計画的な借入れを必要があります。

公債費(地方債)償還額の推移



公債費は、借入れした地方債を償還したものです。一般会計、簡易水道事業、下水道事業の各会計での償還額が年々増えています。平成14年度以降も償還額が増えていくことから、今後はより事業効果のある建設事業等を計画的に行うことが求められます。

特別会計決算

会計区分	歳入	歳出
簡易水道事業	5億5,054万7千円	1億5,054万7千円
下水道事業	4億9,472万2千円	4億8,726万9千円
国民健康保険事業	3億1,822万6千円	3億1,692万4千円
老人保健事業	3億7,349万円	3億7,349万円
介護保険事業	1億6,887万円	1億6,887万円
合計	15億585万5千円	14億9,710万円

歳出

歳出の主な内訳は、公債費が五億五二九八万円で全体の二〇%を占め、次いで農林水産業費五億九四九万七千円（一九%）、総務費四億七〇八万七千円（一七%）などの順となっています。前年度と比較すると「水産振興基金」の取崩の減・村営住宅建設事業・仏ヶ浦水道施設改良事業・ふるさと林道緊急整備事業（黒岩線）の完成により、農林水産業費及び土木費、商工費が大幅に減少しています。しかし、公債費の支出については、確実に増えていく状況で、今後の村財政が苦しくなることから、財政運営を引き締める必要があります。

佐井村連合青年団長に聞く!!

～これからの青年団活動のあるべき姿とは・・・～

組織の概要

団 長	根 岸 浩 則
団員数	佐井青年団 20名 矢越青年団 8名
結 成	昭和26年 6月24日 (団則による)



佐井村連合青年団長 根岸浩則

佐井村連合青年団長に就任したのはいつですか。

昨年5月に行われた定期総会です。

青年団活動をはじめた動機を教えてください。

今から5年ほど前、矢越青年団の木下貴人先輩に誘われて入団したのがきっかけです。はじめは青年団が、どういう団体なのかわかりませんでした。活動が続けるうちに青年の集団が郷土のためにどのような活動を展開していけば良いのか考えるようになりました。

青年団活動の全盛は昭和四十年代頃にあったと言われている。当時は演芸会、ダンス、公明選挙推進運動、共同募金への協力、清掃活動や青年学級など盛んに活動が行われていたようですが、現在は、どのような活動を行っていますか。

全盛期と言われる当時の活躍ぶりは先輩から聞いています。そして、今日では社会情勢や生活環境の変化に伴い、活動の形態も変わってきているように思われます。最近の活動としては、村内の清掃奉仕活動、函館・下北郡内の青年団との文化やスポーツを通じた青年交流を行っています。また、9月には今年初めて行われた佐井村議会の夜間議会の一般傍聴に参加しました。

今後の活動として、どのようなことを考えていますか。

一つめとして奉仕活動があげられます。それは清掃活動に限らず、奉仕の心を養える活動であれば、何にでも積極的に取り組んでいきたいと思っています。これは現在、村が進めている「赤十字の里づくり」の趣旨と合致するものであり、ぜひ継続していきたい活動の

一つです。二つめは、よりよい村づくりに責任を果たしていかなければならない世代の集団であるからこそ、もっと行政に目を向け、学習していくことと思っています。その一環として市町村合併の勉強会の開催を現在、考えています。

地域での青年団の果たすべき役割、また、今後のあるべき姿をどう考えていますか。

どの青年団にも共通する目的として「青年の資質の向上と郷土社会の進歩発展を図る」とあります。前述したとおり、時代の変化と共に活動の内容も形を変えてきていますが、青年団の目的の主旨は今も同じであり、今後も団の活動に活発に取り組んでいくことが、将来につながり、社会の一員としての役割を果たしていく一歩だと思っています。現在、私が所属する矢越青年団は、団員が8名と少ない中で、顧問やOBのお世話を頂きながら活動を展開しています。これから地区のさまざまな行事の中心的存在となり、取り組んでいかなければなりません。村の人口が減り続ける中で、私たちはもう一度郷土を見つめ直し、地域の方と意見交換しながら、より住み良

い地域づくりに取り組んでいくべきだと思います。

最後に何か言いたいことはありますか。

現在どの地域でも青年団活動は衰退しています。当村でも残念なことにとどの活動においても参加者が少ないというのが現状です。青年団活動には無意味な活動はなく、必ず自分のためになる何かがあるはずです。そして、それを吸収しようとする意識を持つことが大切であると思います。結果を気にしてはいけません。今すべき努力が疎かになると思いますが、最近、牛滝青年団が復活したという話を聞き、大変素晴らしいことだと思っています。そして、他地域での復活や新入団員の入団を強く望んでいます。ぜひ、青年団活動に参加して頂き、ともに地域のために協力し合い発展していけるようになればいいと思っています。

本日はお忙しい中ありがとうございました。今後の佐井村連合青年団のますますの発展を期待しています。

「雇用保険料率変更のお知らせ」

～事業主及び雇用保険被保険者のみなさまへ～

雇用保険制度は、働く方が失業した場合に生活の安定及び再就職の促進を図るために給付を行うことなどを内容とする制度です。

現在、この雇用保険の財政運営は極めて厳しい状況にあり、雇用のセーフティネットを維持するための緊急的措置として、年度途中の平成14年10月1日から雇用保険料率を1000分の2引き上げるとともに、保険料の追加徴収を行うこととなりました。

1. 変更内容

平成14年10月1日から雇用保険料率が、1000分の2引上げとなります。

1000分の2の引上げ分は、事業主の方、被保険者の方、それぞれ1000分の1ずつの負担となり、被保険者の方の負担すべき雇用保険料額を定めた「一般保険料額表」も変更になりました。事業主の方におかれましては、給与から控除する際には、充分注意願います。

※事業別料率表（平成14年10月1日から）

事業の種類	新雇用保険料率		
		事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	17.5/1,000	10.5/1,000	7/1,000
農林水産・清酒製造業	19.5/1,000	11.5/1,000	8/1,000
建設業	20.5/1,000	12.5/1,000	8/1,000

2. 追加になる保険料の額と納付方法

すでに申告されている平成14年度概算保険料を基に、厚生労働省で算出し、平成14年12月12日厚生労働省より、追加保険料の通知書と金額の入った納付書が事業主の方に直接送付されますので、その納付書で納めてください。

■問い合わせ 青森労働局総務部 労働保険徴収室 ☎017-734-4145
住 所：青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎5階

技能講習のお知らせ

出稼ぎされているみなさん方が、作業に必要な知識や技術を身につけることにより、安全で明るい就労ができるように下記の通り技能講習会を実施します。

記

- 講習科目 足場の組立て等作業主任者
- 日 時 平成15年1月9日(木)～10日(金) 【受付】午前8時30分から【講習】午前9時～午後5時
- 場 所 むつ市中央二丁目3-45 (株)下北建設センター 大会議室
- 受講資格 出稼労働者・これから出稼労働を希望される方(満18才以上)
①足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を持つ方
②学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した方で、その後2年以上の足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する方
- 募集定員 30名
- 受講料 無料(但し、修了証郵送料として切手430円分と胸上写真2枚必要になります)
- 申込方法 むつ公共職業安定所⑦番窓口へお申込みください。
- 申込期間 平成14年11月5日～平成14年12月27日(土、日、祝日を除く)
但し、定員になり次第締め切らせていただきます。

※詳しい事は職業安定所までお問い合わせください。

〒035-0063 むつ市若松町10-3 むつ公共職業安定所(担当 佐々木) ☎0175(22)1331

「敵はサルもの」

～サルと戦うためにサルのことを知ろう～

佐井のサル調査会・佐井村教育委員会

「野菜を守るためにどうしてサルを知ることが必要があるんだ？」と感じられる方もいるかもしれませんが、しかしこの「相手を知る」ということが、実はサルの被害を防ぐ上で非常に重要な事となるのです。敵と戦うには、まず相手がどういう生き物なのか、どういう生活をしていて、なにが弱点なのか。敵と戦うためには少しでも相手の情報を入手しなければなりません。第2回は、佐井村で畑を利用するサルの実態について迫ります。

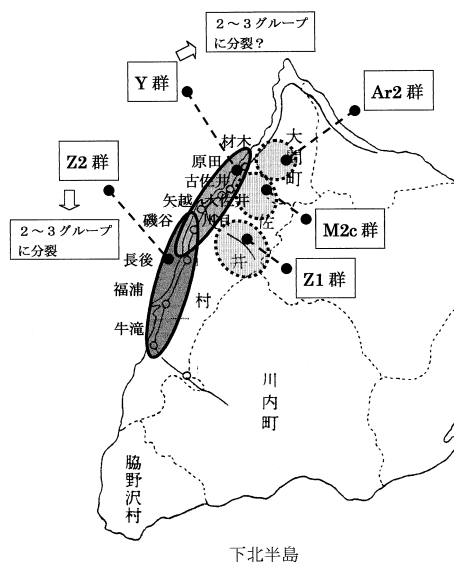
～ 第二回 佐井村のサル ～

現在、佐井村には5～8群のニホンザルの群れが生息しています。しかしそのすべてが畑にやってくるわけではありません。また地域によってどの群れが畑に来るかは違ってきます。そのなかでももっとも畑に顔を出す群れが2群います。

その1つはY群（ワイぐん）と呼ばれていて、材木、原田、古佐井、大佐井、川目、矢越、磯谷、長後にまで広範囲にわたって日々移動し、農作物が畑に実りをみせる時期には、畑から畑に移動するような動きをします。もう一つの群れはZ2群（ゼット2ぐん）と呼ばれていて、川目、矢越、磯谷、長後、福浦、牛滝を行動範囲にしています。畑で目撃されているサルの群れは、ほぼどちらかの群れといえます。

山のほうで暮らしているサルたちもいます。Z1群（ゼット1ぐん）・M2c群（エム2シーぐん）などは、現在のところあまり畑に出没することはありません。しかし、それは畑に出たくても、人里にはY群やZ2群などの強力な群れがいるからという理由もあります。

サルの群れは縄張りと呼べるほどしっかりしたものではないですが、それぞれ“行動範囲”を持っていて、簡単に他の群れの住んでいる地域に進出するわけにはいかないのです。しかし、被害を出していないサル達も時には集落に接近する場合があります。彼らに対しても、“畑の野菜の味を覚えさせない”ということが重要です。



※実は、現在Y群もZ2群もそれぞれ2～3グループに分裂しつつあります。しかし、詳しいことはまだ分かっていません。みなさまからのサル目撃情報をお待ちしております。また佐井村のサル調査会では毎冬サルの分布調査をしています。その調査結果を踏まえてサルに発信機をつけるなど、来年の被害対策に活用させていただきます。

●冬にむけて・・・ 来年の被害を考えよう

○冬はサルにとっても厳しい季節です。山には食物がないので、サル達は木の冬芽や皮をかじって飢えをしのいでいます。この時期には、人間が食べないクズイモなどもサルにとってはご馳走となってしまうます。

○冬のクズイモなどは、サルに食べられても人間はあまり困らないかもしれませんが。しかしサルは、同じ畑にあるものでも「食べていいもの」「食べたら怒られるもの」の違いがあることを理解できません。畑にそのまま残しておくことは、サルを畑に餌付けしていることになり、そこに餌があることを記憶され、来年度収穫する野菜への被害につながるのです。

◆ クズイモ ◆ 取り残した野菜 ◆ サルにかじられた野菜

◆ ワラ・枝豆 など堆肥として畝に置かれているもの

⇒ サルから見えない場所に置いたり、土をかぶせておくなどの対処をしてください。

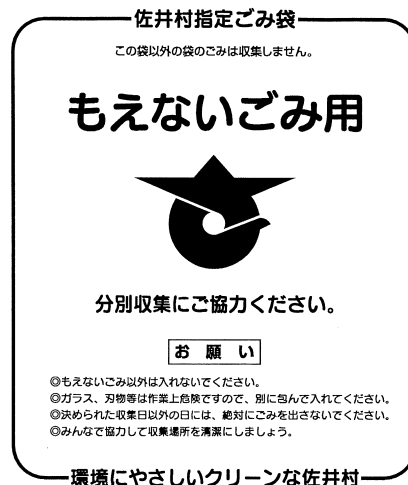
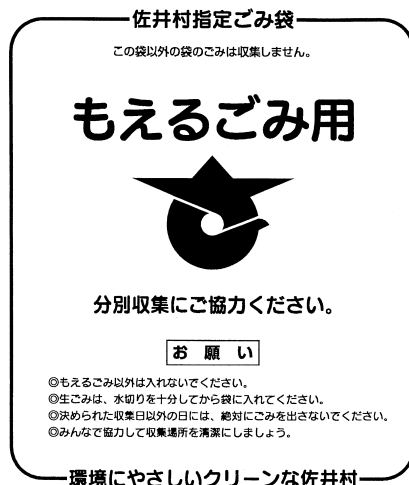
■問い合わせ 佐井村教育委員会 ☎384506、4507（文責：北大 鈴木克哉）

12月1日からごみの出し方・分け方が変わります！

【11月の1ヵ月間を試行期間とします】

12月1日からごみの出し方や分け方が変わります。

大きく変更となる1つには、指定ごみ袋制の導入があります。可燃ごみと不燃ごみは『村指定ごみ袋』に入れてごみを出すことになります。そこで、住民のみなさんには指定ごみ袋を無料で配布します。11月の1ヵ月間を試行期間としますので、可燃ごみと不燃ごみを出すときは、配布する指定ごみ袋に入れてください。



この1ヵ月は『指定ごみ袋に入れてごみを出す練習』という目的もありますが、ただ袋にごみを入れて出すのではなく、自分の家では1ヵ月でどの程度の枚数の指定ごみ袋が必要なのか、大きい袋がいいのか、それとも小さい袋で十分なのかなども考えてみてください。

ごみの出し方・分け方に関する住民説明会

9月30日から各地区・町内会ごと（13会場）に開催してきました住民説明会が10月17日の牛滝地区を最後に終了しました。今回の説明会で、ごみの出し方や分け方が大きく変わったこともあり、みなさんに定着するまで今後も広報などを中心にお知らせしていきます。また、ごみに関することで分からないことがありましたら、気軽に担当課（環境建設課）の方へご連絡ください。



多数のご参加
ありがとうございました！



※ 説明会の時に使用しました資料『佐井村のごみの本』も新たに作成し、指定ごみ袋と一緒にみなさんに配布しますので、よく読んでごみを出してください。

祝 厚生労働大臣賞受賞

～佐井村食生活改善推進協議会～

去る9月6日(金)、佐井村食生活改善推進協議会が「厚生労働大臣賞」を受賞しました。これは、日頃の栄養や食生活の改善により、明るく健康的な生活習慣の実現に功績を収めたことによる受賞で、島野桂子会長は「とてもうれしく、誇りに思っています。これからもみなさんの健康のために頑張っていきたいです。また、今回の受賞をきっかけに、若い世代の会員も増えてくれればいいのですが……。」と笑顔で語っていました。

佐井村では、現在31名の食生活改善推進員が、各地区の健康教室や健診結果説明会などで減塩食や骨粗鬆症予防の食事の試食・講習会を行ったり、研修会で学んできたことを家族やご近所さんに広めたりという活動を行っています。

講習会のご要望、また活動に興味を持たれた方は、お気軽に会長が役場健康福祉課までご連絡ください。



ジンベイザメが捕獲される

9月13日(金)、焼山今滝沖の定置網(坂井文明さん所有)で体長5.2メートルのジンベイザメが捕獲されました。ジンベイザメは主に熱帯や亜熱帯の海域に生息し関東以北で見つかるのは極めて珍しいものです。

魚貝類に詳しく、牛滝で今まで揚がった珍しい魚を標本している野村義勝さんも「ジンベイザメが陸奥湾で捕獲されたのは初めてではないか。」と驚いています。ジンベイザメはオキアミやプランクトンなどを捕食するおとなしいサメで体長は最大20メートル前後になります。

浅虫水族館によると1962年8月に鯨ヶ沢町沖の定置網にかかった記録があり、40年ぶりの捕獲と

なりました。その後、また牛滝沖に放たれ静かに泳いで行きました。



クロソイ稚魚放流

佐井村漁協主催のクロソイ放流式が10月11日(金)、佐井漁港で行われました。

当日は、久々の風と絶好の日和に恵まれましたが、昆布採りや網の建て込みなどで、漁業者の参加が少ない中、佐井小学校3・4年生が「佐井の海で大きくなってね。」と声をかけ、岸壁から稚魚を放流しました。

他にも、アイナメやマゾイの稚魚も放流され、「限られた資源を守り、そして資源を増やす」栽培漁業に期待がかかります。

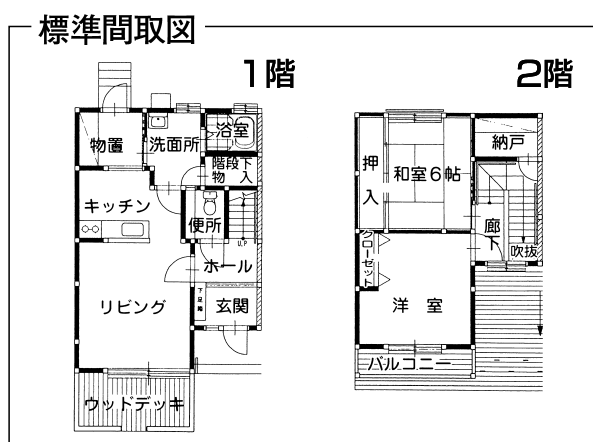
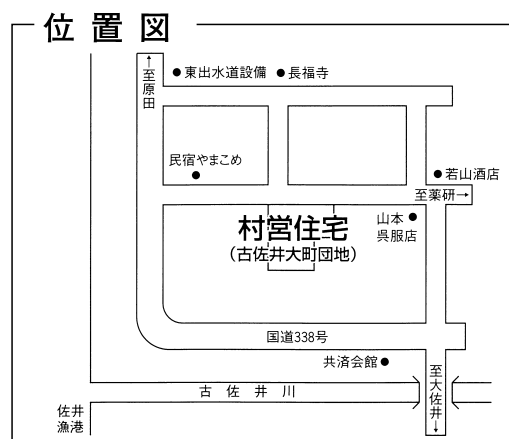


村営住宅入居者を募集します

1. 団地名 古佐井大字団地
2. 場所 佐井村大字佐井字古佐井68
3. 募集戸数 2戸（1棟5戸長屋造りのうち）
4. 規模及び構造
木造2階建 床面積 79.9㎡
2LDK 風呂 水洗トイレ
5. 入居者資格
 - ・同居し、または同居しようとする親族がある方。
 - ・住宅にお困りの方。
 - ・入居しようとする世帯全員の収入が次の範囲内にあること。

政令月収（入居者総所得）	月額家賃
0円～123,000円	22,000円
123,001円～153,000円	26,700円
153,001円～178,000円	31,500円
178,001円～200,000円	36,400円

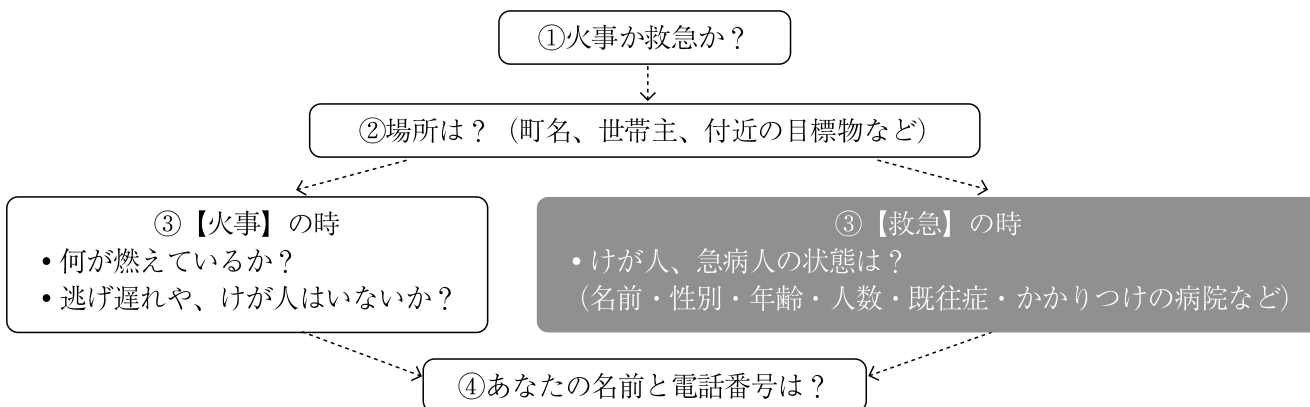
6. 入居申込方法
 - ・申込書に必要事項を記入し、必要書類等を添えて期日までに佐井村役場環境建設課まで提出ください。
 - ・申込用紙は役場環境建設課にあります。
7. 入居申込期日
平成14年11月15日(金) 午後5時まで
8. 問い合わせ
佐井村役場環境建設課 ☎382 1 1 1（内線40）



11月9日は『119番の日』です

119番の日は、昭和62年の自治体消防制度40周年を期して、国民と消防のむすびつきを象徴するダイヤルナンバー「119」にちなんで、この日が119番の日に制定されました。

自宅の電話から『119番』へ通報するとき・・・＜119番は佐井消防分署に直通します＞



携帯電話から119番通報すれば

携帯電話から119番を発信すれば、次のような伝達経路で佐井消防分署に通報され、出動までの貴重な時間を浪費します。[通報者→函館消防本部又は青森消防本部→下北消防本部→佐井消防分署→現場へ出動]
携帯電話から直接佐井消防分署に連絡するために、0175-38-2266番を登録することをおすすめします。
※函館消防本部又は青森消防本部で受信するのは、携帯電話の発信場所により異なるためです。

油断大敵！“たかがカゼ”～インフルエンザに用心～

保健師だより

カゼやインフルエンザが流行するこの季節は要注意。自分では「軽いカゼ」と思っている、肺炎や結核を発病していたり、インフルエンザに感染していることもあります。

高齢者や乳幼児、肺・心臓・腎臓に病気を持つ免疫力が低下している人は、特に注意が必要です。できればインフルエンザが流行する前にワクチンの接種を受けることをお勧めします。

村では、予防接種法の一部改正に伴い、**接種日に満65歳以上**で佐井診療所での接種を希望する村民は、接種費用の一部が公費負担となり、**1,050円**で実施しています。ただし、村外の医療機関で実施した場合は、実費**(4,200円程度)**となります。佐井診療所で予防接種を希望する65歳以上の方は、事前に申込みが必要になりますので、まだ申込みをしていない方は、健康福祉課 健康衛生係まで連絡ください。

また、保育所や学校でのインフルエンザの蔓延を予防するためにも**乳児から中学生まで**は日時を決め、**無料**で実施します。対象者には、個別に通知しますのでご利用下さい。

16歳から64歳までの方には、佐井診療所で、2,100円(村外の医療機関の場合は実費で4,200円程度)で実施しています。

インフルエンザ予防接種に関する問い合わせは、健康福祉課 健康衛生係 または、佐井診療所まで。

インフルエンザ予防のポイント

- ① 十分な栄養と休息をとる
- ② 人ごみを避ける
- ③ 室内の乾燥に気をつける
- ④ マスクの着用
- ⑤ 手洗いとうがいの励行



歯科だより

～複合検診が終わりました～

毎年、各地区ごとに早朝行っている、基本健診が終わりました。お口の中の歯も大切な体の一部分…。年に一度の歯科検診は体と同様、ぜひ受けて頂きたいと思います。最近、年に1～2回、定期検診で歯科を受診してくださる患者さんが以前より多くなりました。定期的な検診を受ける事によって、虫歯や歯肉炎、歯周病を予防し、口の中の不快感を取り除く事が出来ます。そこで、まだ歯科検診や歯周疾患検診を受けた事が無い方！次の項目をチェックしてみてください。3つ以上のチェックがあった方、ぜひ受診してくださいね。

自分でチェックしてみよう！ 何コあてはまるかな？

	一年以上、歯科検診を受けていない
	甘いものや間食が好き
	歯みがきは、いつもだいたい30秒以内に終わる
	歯みがきは、1日2回以下
	歯と歯の間に食べものがよくつまる
	冷たいものがしみる
	かなり早食いするほうである
	歯をみがくと、歯肉（歯ぐき）から血が出る
	歯が長くなってきた感じがする
	朝起きたとき、口の中がネバネバする
	口臭を感じることもある
	歯の抜けたところを、そのままにしている
	口をあけると、あごの音がする
	歯石がたまっている
	歯のかみ合わせが悪い

交通事故死ゼロ記録 1792日(11月1日現在)

秋の全国交通安全運動

9月21日から30日まで、秋の全国交通安全運動が実施されました。運動期間中は、防災無線や朝の街頭指導などで安全運転・安全歩行の呼び掛けを行いました。

交通安全家族会議

母の会では9月25日(水)、小学校一年生の長島楓ちゃんのお宅に佐井駐在所長と一緒に遊びました。家族の方から、

- ・小さい子どもがいるので、目を離した隙に一人で道路に出たりしないよう、家の玄関はカギをかけている。
- ・小・中学生で危険な自転車の乗り方をしているところを見かけたら、「危ないよ!」と注意するようにしている。

などのお話があり、家庭での交通安全に対する意識の高さに驚かされました。

佐井村の道路は、道幅が狭い上、見通しの悪い箇所が多いので、車には十分気をつけて欲しいと思います。

長島楓ちゃんの御家族のみなさんご協力ありがとうございました。

交母だより



佐井村
交通安全母の会



秋の交通安全運動



交通安全家族会議

狩猟に伴う事故や違反をなくそう

★主な事故原因

- ・山林内の斜面等で転倒した際の暴発
- ・発射方向の安全不確認
- ・獲物と間違っの誤射

★狩猟にあたっての注意事項

- ・猟銃の取扱い等には細心の注意を!
 - ・ベテランほど事故多し=基本を忠実に!
 - 発射する際は、その方向を十分に確認する
 - 発射の直前まで実包を装填しない
 - 発射する必要がなくなったら実包を抜く
 - 発射する時以外は、用心がねに指を入れない
 - 銃や実包は、自動車内に放置しない
 - 猟場等においては、目立つ服装をする
- などを確実に守ってください。

警察では、狩猟期間中、県の担当課などと連携して法令を遵守、射撃マナーの向上に向けた指導取締り等を強力に展開します。

狩猟による事故や違反をなくするためには、ハンター1人ひとりが基本を守り、お互いに注意しあって安全を心掛けることが大切です。



こちら佐井駐在所

☎ 38 2218

お知らせコーナー

国民年金だより

役場住民課 ☎2111

65歳になったとき……

老齢基礎年金

保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が原則として25年以上ある人が65歳になってから受けられるのが老齢基礎年金です。

老齢基礎年金の年金額

保険料を20歳から60歳までの40年間納めて

年金額 **804,200円**（満額）
（平成14年度価格）

老齢基礎年金の計算式（未納・免除期間がある場合）

$804,200円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料を全額免除された月数} \times 1/3) + (\text{保険料を半額免除された月数} \times 2/3)}{40年 \times 12月}$

※半額免除期間は、残る半額分の保険料を納付しなければ未納期間と同様の扱いになります。

◎65歳前に繰上げ請求を希望される方へ

いったん繰上げ請求すると、65歳以降も一生同じ割合で減額され続けます。

次のことに
ご注意ください

- ① 遺族厚生（共済）年金は支給停止になります。しかし65歳からは両方受けられます。
- ② 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の全部または一部が支給停止になります。しかし65歳からは両方受けられます。
- ③ 寡婦年金は受けられなくなります。
- ④ 請求後、障害の程度が重くなくても障害基礎年金は受けられません。

◎年金の請求手続きについて

第3号被保険者期間があった人の老齢基礎年金の請求先は社会保険事務所です。
（平成14年4月から）

青森社会保険事務局
むつ事務所 ☎2278

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金の支給について

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律が施行され、ご遺族の方には弔慰金、重度戦傷病者の方には、見舞金が支給されることとなりました。

■対象者

特別永住者（大韓民国、中華人民共和国[台湾]、朝鮮民主主義人民共和国）として日本に永住している方などで次のいずれかに該当する方

1. 昭和12年7月7日以後公務傷病にかかり、これにより昭和16年12月8日以降死亡された方のご遺族
2. 昭和12年7月7日以後公務傷病にかかり、これにより重度障害の状態にある戦傷病者の方（重度戦傷病者といいます。）
3. 平成13年3月31日以前に死亡された重度戦傷病者のご遺族（1.に該当する方を除きます。）

公務傷病とは、戦闘中や作業中の負傷、在職中の病気などをいいます。

遺族とは、①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹⑦死亡された方と生計関係を有していた叔父叔母・甥姪などの三親等内の親族をいいます。

弔慰金は、この順番による最先順位の遺族お一人に支給されます。

重度戦傷病者とは、片手の親指を失った方、片足のすべての指を失った方及びこれ以上の障害の状態にある方をいいます。

■請求期間 平成13年4月1日から平成16年3月31日まで

■受給できない方

恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法などの給付を受けた方がいるなどの場合には受給できません。

■問い合わせ

役場住民課 ☎2111 青森県健康福祉政策課援護調査班 ☎017-734-9322

平成15年度保育所児童募集

佐井村保育所では、平成15年度の保育所入所児童を募集します。

保育所は児童の保護者、特に母親が次の理由で家庭内で保育が十分にできない場合、保護者に代わって保育する施設です。

家庭外就労

母親が家庭外の仕事为主なため、家庭内での保育ができない。

家庭内就労

母親が内職など、家事以外の仕事为主なため、十分な家庭での保育ができない。

母親が出産・病気

母親が出産の前後であったり、病気等のため、十分な家庭内での保育ができない。

病人の看護

家庭内に病人がいて、母親が看護にあたっており、十分な家庭内での保育ができない。

■受付期間 平成14年11月1日(金)から平成14年11月29日(金)まで

■受付場所 役場健康福祉課、佐井村保育所

※「保育所入所申込書」は、受付場所に用意してあります。

なお、現在入所中の方で、小学校就学始期に達するまで入所を希望されている方は、入所申込書は必要ありませんが、就労証明書・児童家庭調書が必要となります。11月上旬に役場から郵送しますので、必ず期間内に提出してください。

■問い合わせ 役場健康福祉課福祉係 ☎382111

「こんにちは 子育てメイトです」

子育てメイトは、子育て中のお母さん方の気軽な相談相手として、子育ての悩みや不安について相談に応じたり、子育てに関する情報を提供したりしています。

県内には、知事から委嘱を受けた約3,000人の子育てメイトがおり、お宅におじゃましたり、道ばたで声をかけたりすることもあります。話された内容を他人に漏らしたりしませんので、気軽に何でも相談してください。

佐井村には6名の子育てメイトがいます

- ・松谷三枝 (大佐井) ☎382611
- ・奥本昌子 (古佐井・原田) ☎382456
- ・館脇昌子 (矢越) ☎384395
- ・横浜志保子 (磯谷・長後) ☎384396
- ・田中えみ子 (福浦) ☎385326
- ・船越真知子 (牛滝) ☎385174

■問い合わせ

役場健康福祉課福祉係 ☎382111

保育所にプレハウスを寄付

10月15日(火)、下北ヒバ工芸企業組合より、佐井村保育所にプレハウスが寄付されました。

プレハウスは、佐井村の特産品である総ヒバづくりとなっており、子どもたちの遊具として、おゆうぎ室に設置されました。

園児たちは、感謝の気持ちを込めて、お礼に「空海太鼓」を踊り歓迎。さっそく中に入り、窓から顔を出したり、手を振るなどして、喜びを表していました。



国民健康保険税(3期分)

納期は

12月2日(月)です。

忘れずに納入しましょう！

担当：役場住民課税務係 ☎382111

フレイフレイ・テレフォン

(財)21世紀職業財団青森事務所では、働くあなたに育児・介護・家事等の地域の具体的な情報を電話でご案内しています。仕事も家庭も大切に、もっと安心して働きたい方のホットラインです。

■日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前9時30分～午後4時30分

☎017-776-2020

※情報提供は無料です。

青森県最低賃金改正のお知らせ

えっ!! 最低賃金しらないの? 青森県最低賃金 時間額: 605円

今回の改正から、地域別最低賃金は時間額のみとなりました。

ただし、次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

除外賃金 (1)精皆勤手当 (2)通勤手当 (3)家族手当 (4)臨時に支払われる賃金 (5)1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など) (6)時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

■照会・相談 むつ労働基準監督署 ☎0175-22-3136

戸籍の窓口

10月15日現在

◎お誕生おめでとう

福田 知子(剛) 矢越

◎ご結婚おめでとう

(金澤 卓 大佐井
木村 幸子 宮城県
(戸田 浩二 五所川原市
渋谷 育世 古佐井

◎おくやみ申し上げます

鹿島 惣平(晃) 大佐井
川岸はるよ(均) 古佐井
工藤 たこ(清勝) 古佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

佐井村の人口

9月30日現在

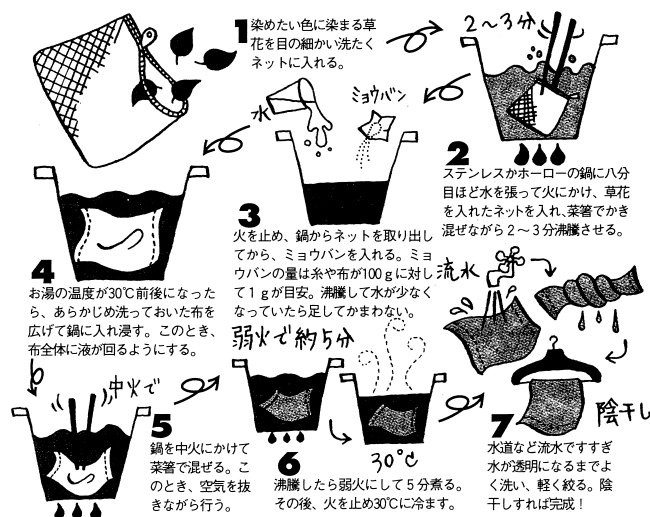
男 1,548 (ー2)
女 1,531 (ー3)
計 3,079 (ー5)
世帯数 1,098 (ー1)

() 内は前月比

草木染めに挑戦!!

ハーブをつかって染め物をしてみませんか?

1. 参加費 無 料
2. 日 時 平成14年11月10日(日) 講習会 9:30~
(申込締め切り11月7日まで)
3. 場 所 アルサス1階 調理室
4. 募集人数 15名(どなたでも参加できます。ただし先着順)



- 主 催: 佐井村役場産業振興課
●協 賛: 仏ヶ浦裂き織り (代)川岸 延子
ハーバルツリー (代)小笠原浩子
■申込先: 役場産業振興課 農林係 ☎0175-2111
(内線44・45) までお気軽にどうぞ!

正月のふるさとバスを運行致します。どうぞご利用下さい。

■運行日・帰省バス(下北方面)

平成14年12月27日・28日・29日・30日 上野20:00発
平成15年1月5日・6日・7日 —— 上野8:00発

■運行日・上京バス(上野方面)

平成14年12月26日・27日・28日・29日 大畑7:00発
平成15年1月3日・4日・5日 —— 大畑19:00発

■後 援■
下北交通(株) むつ市金曲一丁目8番12号
☎0175-22-3221(代)